

## 銀行間のリスクアセットのばらつきに対応する

### バーゼル委員会の政策方針

小立 敬

#### ■ 要 約 ■

1. バーゼル委員会は2014年11月12日、自己資本比率の分母であるリスクアセットについて、銀行間で生じているばらつきに対応する方針を明らかにした。バーゼルⅢの自己資本比率の適用の際、内部モデルを利用してリスクアセットを計測する銀行において、過度のばらつきが生じることを抑制するための新たな政策方針である。
2. 第1に、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスクの各リスク・カテゴリーにおいて、標準的手法の見直しが行われ、内部モデル手法のフロアーやベンチマークとして標準的手法が利用されることになる。
3. 第2に、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスクの枠組みにおいて内部モデル手法のモデル実務に制限を加えることが検討されている。例えば、信用リスクでは、デフォルト発生件数の少ないエクスポージャーに対しては固定的なデフォルト時損失率（LGD）が適用される方針である。また、市場リスクにおいては、モデルの選択に一定の制限を加える検討が行われている。さらに、オペレーショナル・リスクに関しては、先進的計測手法の検証が行われている。
4. 今後、リスクアセットの過度のばらつきを抑制するため、内部モデル手法の制限に加えて、内部モデル手法に資本フロアーを適用する際のベースとなる標準的手法の見直しが行われる。銀行は内部モデル手法を採用するか標準的手法に基づいて資本賦課を計測するかにかかわらず、順次公表される市中協議文書の内容を確認し、2015年末をめどとする規則の最終化に向けてその影響を見極めていくことが必要だろう。

## I. G20 サミットに提示された政策方針

バーゼル銀行監督委員会（BCBS）は2014年11月12日、オーストラリアのブリスベンで開催されたG20サミットに向けて、「銀行の規制資本比率計測における過度なばらつきの削減（Reducing excessive variability in banks' regulatory capital ratios）」と題する報告書を公

表した<sup>1</sup>。バーゼルⅢの自己資本比率の適用の際、内部モデルを利用してリスクアセットを計測する銀行の間でリスクアセットのばらつきが生じていることが判明したことを受けて、標準的手法を内部モデル手法のフロアーやベンチマークとすることを含め、過度のばらつきを抑制するための新たな政策方針が示されている。従来、バーゼルⅢでは専ら分子の自己資本の損失吸収力を高めるための改革が行われてきたが、今後は自己資本比率の分母であるリスクアセットの計測の適切性に焦点を当てた改革が行われることになる。

バーゼル委員会は、グローバルな銀行システムの強靱性を向上し、自己資本比率への市場の信認を獲得し、国際的な銀行の間のレベル・プレイング・フィールドを確保する観点から、各国・地域におけるバーゼルⅢの適用の一貫性を検証するものとして2012年に「規制整合性評価プログラム (Regulatory Consistency Assessment Program; RCAP)」を開始した。RCAPを実施した結果、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスクのリスクアセットに関して、銀行の内部モデルに基づいて計測されるリスクアセットに銀行間のポートフォリオの相違という要因では説明できないばらつきがあることが明らかになった。

例えば、欧州、北米、アジア（含むオーストラリア）の主要銀行を対象に実施された信用リスクに関するRCAPでは、バーゼル委員会が同じポートフォリオを前提に内部モデルに基づいてリスク・パラメータを計測させる仮想ポートフォリオ検証(Hypothetical Portfolio Exercise)を行ったところ、銀行間のデフォルト確率(probability of default; PD)やデフォルト時損失率(loss given default; LGD)の相違に起因するリスク・ウェイトのばらつきは、10%の自己資本比率をベンチマークとすると下方に最大で約2%ポイントの乖離が生じることが明らかになった<sup>2</sup> (図表1)。

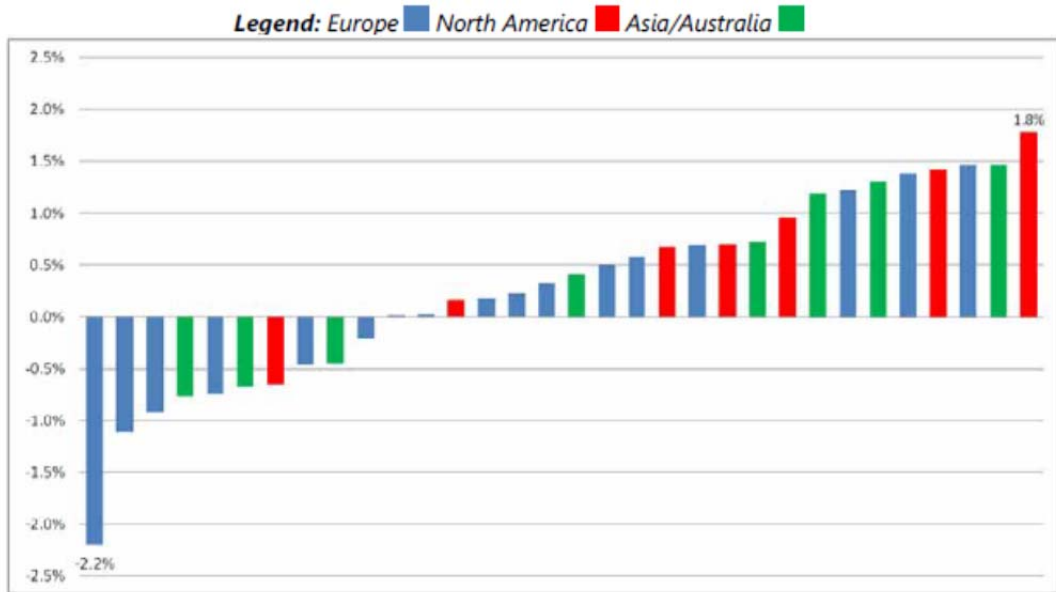
バーゼル委員会による今般のG20向け報告書は、自己資本比率計測上の銀行間のばらつきの問題を受けて、過度のばらつきを抑制するための政策方針を打ち出したものである。バーゼル委員会は報告書の中で以下の3つの対応方針を示している。

- 政策措置： ①フロアーおよびベンチマークのベースとなる標準的手法（非モデル手法）の改善、②内部モデルのモデル実務に関するより根源的な見直し、③レバレッジ比率の水準調整の見直し、④バーゼル規制の中で曖昧または明確さが必要な分野に関する追加的なガイダンスの提供
- ディスクロージャー： 第3の柱 (Pillar3) の改定によるリスク・ウェイトに関する開示の要件強化
- モニタリング： 仮想ポートフォリオ検証を使ったリスクアセットのばらつきのモニタリング

<sup>1</sup> BCBS, “Reducing excessive variability in banks’ regulatory capital ratios; A Report to the G20,” November 2014 (<http://www.bis.org/bcbs/publ/d298.pdf>).

<sup>2</sup> BCBS, “Regulatory Consistency Assessment Program (RCAP) – Analysis of Risk-weighted Assets for Credit Risk in the Banking Book,” July 2013.

図表 1 銀行間のリスク・ウエイトのばらつきを修正した場合の自己資本比率への影響



(注) 欧州、北米、アジア（オーストラリアを含む）の主要銀行を対象に、仮想ポートフォリオを前提にリスク・ウエイトを計測し、各行のリスク・ウエイトを標本の中央値に変更した場合、ベンチマークとする 10%の自己資本比率からの変化幅を表す。

(出所) バーゼル委員会

## II. 政策措置の方向性

### 1. 標準的手法の改定

バーゼル委員会は現在、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスクの標準的手法の見直し作業を進めている。トレーディング勘定の市場リスクの標準的手法については、第 2 次市中協議を終え、2014 年 12 月に第 3 次市中協議文書が公表されている<sup>3</sup>。また、2014 年 12 月には銀行勘定における信用リスクの標準的手法の改定に関する市中協議文書が公表されている<sup>4</sup>。さらに、オペレーショナル・リスクの標準的手法の改定に関しては 2014 年 10 月に市中協議文書が公表されている<sup>5</sup>。

### 2. 資本フロアーの導入

バーゼル委員会は、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスクの各リスク・

<sup>3</sup> BCBS, “Fundamental Review of the Trading Book: Outstanding Issues,” Consultative Document, December 2014. 第 3 次市中協議文書では、キャッシュフローに代わるセンシティブティ・ベースの標準的方式が示されている。

<sup>4</sup> BCBS, “Revisions to the Standardised Approach for Credit Risk,” Standards, Consultative Document, December 2014. その概要は、小立敬「バーゼル委員会による信用リスクの標準的手法の改定に関する市中協議文書」『野村資本市場クォーターリー』2015 年冬号（ウェブサイト版）を参照。

<sup>5</sup> BCBS, “Operational Risk – Revision to the Simpler Approaches,” Consultative Document, October 2014. その概要は、小立敬「バーゼル委員会によるオペレーショナル・リスクの新たな標準的手法に関する市中協議」『野村資本市場クォーターリー』2015 年冬号（ウェブサイト版）を参照。

カテゴリーの標準的手法について、銀行が内部モデル利用の要件を満たせなくなった場合の代替オプション (fallback option) として位置づける一方で、資本フロアー (capital floor) を適用する際のベースとしても標準的手法を利用する方針である。バーゼル委員会が 2014 年 12 月に公表した資本フロアーに関する市中協議文書によると、内部モデルで計測されるリスクアセットに対して標準的手法に基づくリスクアセットが資本フロアーとして数量的な制限をかける方針である。バーゼル委員会は、まずは信用リスク、市場リスクに対する資本フロアーに焦点を当てており、その後、オペレーショナル・リスクの資本フロアーを分析し検討する考えを述べている。

なお、バーゼル I からバーゼル II への移行の際、バーゼル II 適用後にリスクアセットが大幅に減少し、適用前と適用後の自己資本比率にギャップが生じることを避けるため、バーゼル II で計測されるリスクアセットに対してバーゼル I で計測されるリスクアセットの 80% という資本フロアーが設けられた。バーゼル委員会は、当該資本フロアーは移行に係る措置でありバーゼル I に依拠していることを理由にその脆弱性を指摘している。

実際にバーゼル委員会は、内部モデル手法に対する標準的手法に基づく新たな資本フロアーについて、2014 年 12 月に市中協議文書を公表した<sup>6</sup>。資本フロアーは、すべてのリスク・カテゴリーを対象とし、透明性がある、内部モデルに基づいて計測される所要資本が保守的 (prudent) な水準を下回らないようにするものであるとしており、銀行は資本フロアー計測のために標準的手法に基づく資本を計測することになることから、銀行間の比較可能性の向上という効果も挙げている。

### 3. モデル実務に関する措置

バーゼル委員会は、RCAP において銀行間のリスクアセットのばらつきが観察されたことから、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスクの枠組みにおけるモデル実務に新たに制約を加えようとしている。

#### 1) 信用リスク

銀行勘定のリスクアセットの検証を踏まえて、信用リスクの内部モデル手法である内部格付 (Internal Ratings Based; IRB) 手法の過度のばらつきを抑制するため、バーゼル委員会は以下のような措置を検討しており、その結果、銀行によるモデルの選択の幅が狭められることから、IRB 手法における規制の一貫性の向上と複雑さの削減につながると考えている。

- デフォルト発生件数が少なく損失データが限られる無担保ローンのポートフォリオに対して、固定的な LGD を適用<sup>7</sup>

<sup>6</sup> BCBS, “Capital Floors: the Design of a Framework Based on Standardised Approaches,” Standards, Consultative Document, December 2014. その概要は、小立敬「内部モデル手法採用行に適用される資本フロアーに関するバーゼル委員会の検討」『野村資本市場クォーターリー』2015 年冬号 (ウェブサイト版) を参照。

<sup>7</sup> 先進的内部格付手法 (Advanced IRB; AIRB) と基礎的内部格付手法 (Foundation IRB; FIRB) の間の調和を図ることで、両手法の違いによるリスクアセットのばらつきを抑制することが狙いである。

- リボルビング契約に係るエクスポージャーの満期に関する調整ファクターについて、統一的な取り扱いを適用し、満期パラメータの決定に際して保守的なファシリティの契約満了日を利用
- エクスポージャーの計測の際、担保および保証を考慮する方法に関する変更
- IRB 手法と標準的手法の間のエクスポージャーの定義の調和
- バーゼル規制の部分適用、リスク・パラメータに保守的修正を図るマージン<sup>8</sup> (margins of conservatism)、モデル検証の監督実務、デフォルトの定義およびデフォルトしたエクスポージャーの取り扱いに関する追加ガイダンス

## 2) 市場リスク

バーゼル委員会の RCAP では、トレーディング勘定の市場リスクに係るリスクアセットに関しても、実際のリスク・テイクやビジネスモデルの違いでは説明できないばらつきがあることが判明した。バーゼル委員会はトレーディング勘定の枠組みの改定の中で標準的手法の改定を実施しようとしているが、そこではすでに RCAP の結果を踏まえた対応が図られようとしている。

- ディスクロージャーの改善として、トレーディング勘定におけるすべての資産について標準的手法に基づく資本賦課を開示すること
- 銀行のモデル選択の制限を図るものとして、①内部モデルに基づく計測に係るデータ期間の長さを 12 ヶ月に固定、②リスク・ファクター間の分散効果に対する制限、③追加的デフォルト・リスク (incremental default risk; IDR) のモデル化に利用されるリスク・ファクターの選択に制限を加えること

## 3) オペレーショナル・リスク

バーゼル委員会は現在、RCAP の中でオペレーショナル・リスクの先進的計測手法 (Advanced Measurement Approach; AMA) のコスト・ベネフィットを検証している。バーゼルⅡにおいてオペレーショナル・リスクの枠組みを導入した時は、一般にオペレーショナル・リスクの計測が始まったばかりであり、AMA の定量・定性基準では多様な手法が認められ、時間の経過とともにモデル実務が集約され、ベスト・プラクティスが構築されることが期待されていた。現在では、AMA について監督上の経験が蓄積されていることから、バーゼル委員会は AMA の簡素化が必要かどうかを評価しているところである。

<sup>8</sup> PD や LGD 等のリスク・パラメータに関しては、予測される推計に誤差が生じることを考慮して推計値を保守的に修正することが求められている。

### Ⅲ. ディスクロージャー、モニタリングに関する措置

バーゼル委員会は2015年1月、第3の柱の改定に関する規則を公表した<sup>9</sup>。バーゼル委員会は、従来の第3の柱については、特にリスクアセットに関する開示要件が不十分であるとしており、開示情報の様式や詳細さについて銀行間での整合性がなく、開示要件の解釈において一貫性を欠いていることを欠陥として指摘している。そこで、第3の柱の改定では、リスクに関する情報、リスクの計測およびリスク管理の開示の方法についてさらなる整合性が図られており、市場参加者が銀行のリスクアセットを比較し、銀行の全体的な資本の十分性をより効果的に評価できるようにすることが意図されている。また、リスクアセットを決定する内部モデル手法の透明性も改善することになる。

一方、モニタリングに関しては、リスクアセットの適切性を評価するため、バーゼル委員会は仮想ポートフォリオ検証を行ってリスクアセットの過度のばらつきを監視する方針を打ち出している。また、リスクアセットのばらつきに関して、銀行勘定およびトレーディング勘定における重要なアセット・クラスの分析を行っている。バーゼル委員会は、規制の整合性を評価するシステム的なプログラムとリスクアセットのばらつきの継続的なモニタリングによって、銀行勘定およびトレーディング勘定のリスクアセットの計測における実務のコンバージェンス（収れん）が図られることを期待している。

### Ⅳ. 今後の留意点

バーゼル委員会がブリスベン・サミットに提出した報告書によって、RCAPで明らかになった内部モデルに基づくリスクアセット計測のばらつきへの対応方針が示され、内部モデル手法に対する標準的手法に基づく資本フローという新たな制限が加わることが明らかになった。内部モデル手法を採用する銀行にとっては、一連の改革がリスクアセットを増加させる方向に影響することが想定される。一方、標準的手法を採用する銀行についてもリスク感応度を改善するように標準的手法が改定されることから、リスクアセットが増える可能性がある<sup>10</sup>。

バーゼルⅢの適用は2010年12月のバーゼルⅢテキストに沿って始まっている一方で、リスクアセットの計測の適切性と銀行間の整合性を確保するために追加的な改革が行われようとしており、図表2のとおり2014年末から2015年央にかけて次々と市中協議文書が公表される。銀行は内部モデル手法を採用するか標準的手法に基づいて資本賦課を計測するかにかかわらず、今後、順次公表される市中協議文書の内容を確認し、2015年末までの規則の最終化に向けてその影響を見極めていくことが必要だろう。

<sup>9</sup> BCBS, "Review Pillar 3 Disclosure Requirements," Standards, January 2015.

<sup>10</sup> ただし、オペレーショナル・リスクの標準的手法の改定では、規模の大きい銀行では所要資本が増加するものの、規模の小さい銀行においてはむしろ所要資本が減少する可能性もある（前掲注5を参照）。

図表2 リスクアセットの計測に関する検討スケジュール

政策措置	現状	最終化の時期	
標準的手法の見直し	• 信用リスク	2014年12月に市中協議	2015年末
	• 市場リスク	2014年12月に第3次市中協議	2015年末
	• オペレーショナル・リスク	2014年10月に市中協議	2015年央
資本フロー	• 信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスクに関する標準的手法に基づく資本フローの導入	2014年12月に市中協議	2015年末
信用リスク内部モデル	• 信用リスクモデルのパラメータに対する制限（低デフォルト・エクスポージャーに対するLGDパラメータ、リボルビング・ファシリティのマチュリティ、信用リスク削減手段の簡素化や調和を含む）	2015年央までに市中協議	2015年末
	• IRBおよび標準的手法におけるエクスポージャーの定義の調和		
	• リスク・モデルの枠組みを支えるガイダンス（リスク・モデルの検証、モデル推計における保守的マージン、デフォルトの定義、リスク・モデルの部分利用を含む）		
市場リスク内部モデル	• 市場リスク・モデルのさらなる標準化（時系列データの利用、コリレーションの取り扱い、デフォルト推計を含む）	2014年12月に第3次市中協議	2015年末

(注) ブリスベン・サミット後に公表された市中協議に関して情報を更新。

(出所) バーゼル委員会資料より野村資本市場研究所作成